

## 1 基本方針「創ります 守ります 滋賀の風土」

本県を取り巻く環境は、これまでに経験したことのない変化を迎えています。気候変動の影響により、水害・土砂災害が激甚化・頻発化し、近い将来には巨大地震の発生が懸念されています。社会環境の変化としては、人口減少・少子高齢化の進行、建設産業・地域交通の担い手の減少、高度経済成長期を中心に集中的に整備されたインフラの老朽化などに加え、人件費や物価高騰が経済や県民生活などに甚大な影響を及ぼしています。これらのリスクや変化に対し、着実に備え、戦略的に対応していくことが喫緊の課題です。

国においては、2023年2月に地域公共交通活性化再生法が、同年6月に国土強靱化基本法がそれぞれ改正されました。これにより、持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築、激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模地震への対策、予防保全型インフラメンテナンスによる老朽化対策などに取り組み、安全・安心な社会の構築を進めることとされています。

このような社会環境においても施策を着実に実行するため、2001年度から続いた「土木交通部」という組織体制を再編し、今年度からは「県土整備部」と「交通まちづくり部」を設置して、新たな体制でスタートを切りました。

「県土整備部」では、組織としての即応力・実行力を高め、県民の安全・安心な暮らしと経済・産業の持続可能な発展のため、道路や河川などの社会インフラの着実な整備と適切な維持管理を進めてまいります。「交通まちづくり部」では、「交通」と「まちづくり」に一体的かつ重点的に取り組むことで、暮らしや社会の「リ・デザイン」に向けて、市町や事業者とも連携し、持続可能なまちづくり、滋賀の地域交通、THEシガパークの更なる推進を図ります。

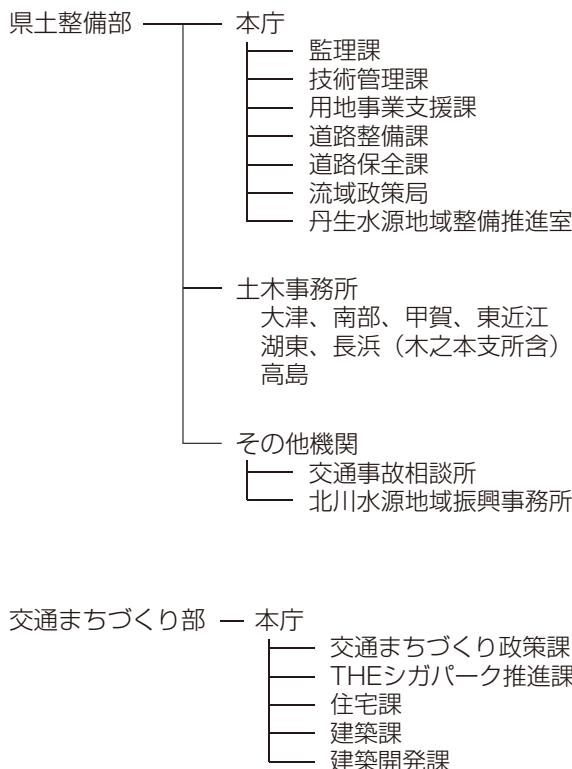
いずれの部も、県民の暮らしの基盤づくりに寄与し、人口減少社会にあっても生活機能を持続させ、県民が豊かで充実した暮らしを営むために設置されました。

本県基本構想で描く基本理念「変わる滋賀 続く幸せ」の実現を目指し、与えられた予算・組織を有効活用し、「子ども・子ども・子ども」、「CO<sub>2</sub>ネットゼロ」、「グリーンインフラの推進」といった県政の重要政策も着実に展開します。また、魅力ある職場づくりやYouTubeチャンネル「いなすまどぼっく」の発信強化、建設産業魅力アップ事業など、職員全員が力を合わせ、建設産業の担い手の確保に努めてまいります。

貴重な予算と組織を最大限活用することで事業効果の早期発現に努め、各施策を通じて、県民のニーズに応えられるよう、適切かつ円滑な事業執行に精一杯取り組んでまいります。

## 2 組織（令和8年4月1日現在）

### (1) 関係機構の概略



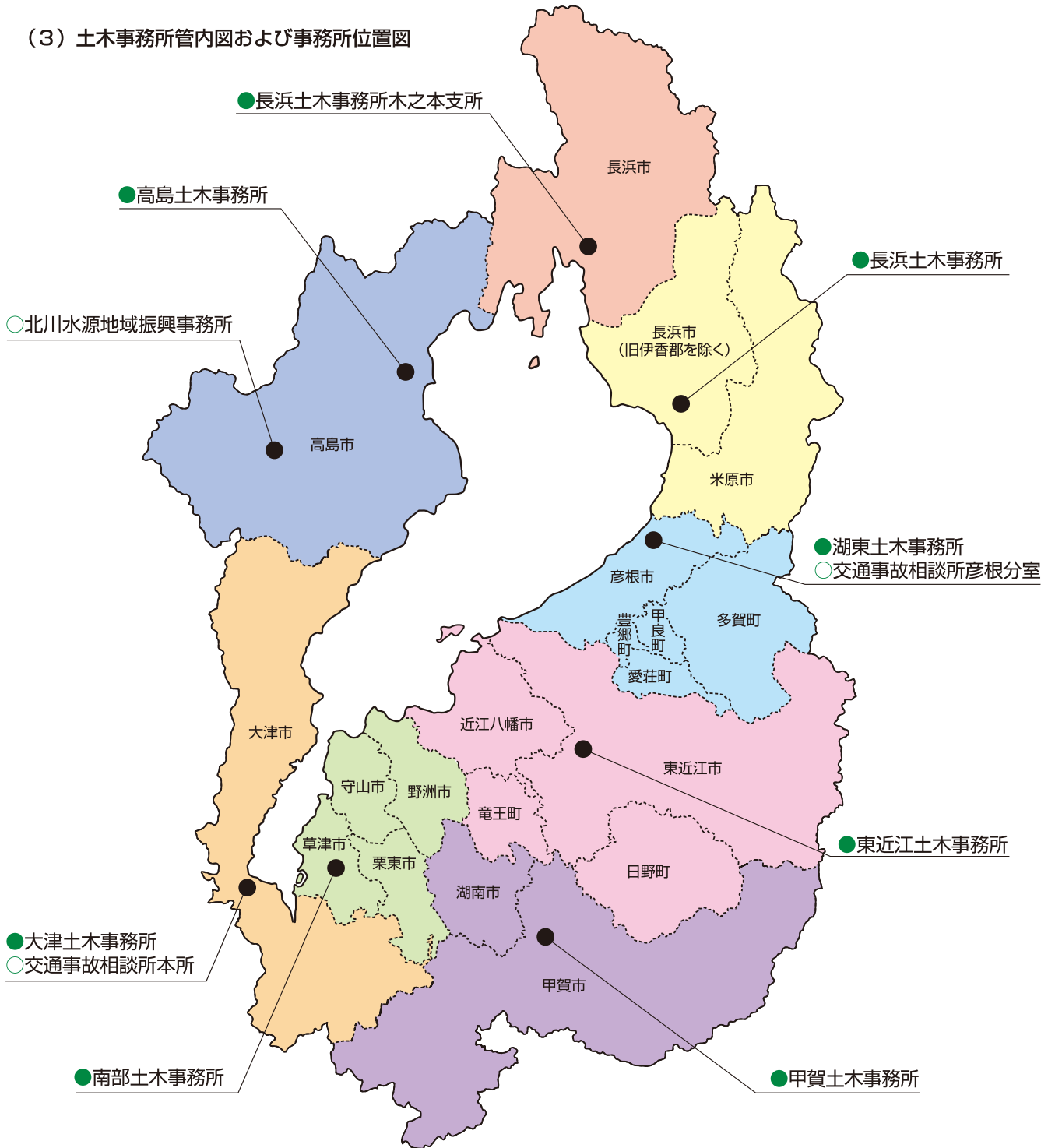
### (2) 職員数（課付、所付で国・府県・市町等への派遣職員は除く。）

所属	職種	事務	技術	技術員	計
県土整備部		1	3		4
監理課		23			23
技術管理課		1	14		15
用地事業支援課		9	7		16
道路整備課		6	17		23
道路保全課		6	10		16
流域政策局		19	42		61
【本庁計】		65	93		158
大津土木事務所		13	34	1	48
南部土木事務所		19	44	1	64
甲賀土木事務所		14	38	2	54
東近江土木事務所		18	39	1	58
湖東土木事務所		17	37	2	56
長浜土木事務所		13	32	4	49
同木之本支所		11	30	2	43
高島土木事務所		12	28	1	41
北川水源地域振興事務所			3		3
【地方機関計】		117	285	14	416
【県土整備部計】		182	378	14	574

※交通事故相談所は道路保全課職員が、丹生水源地域整備推進室は流域政策局および長浜土木事務所木之本支所の職員が兼務

所属	職種	事務	技術	技術員	計
交通まちづくり部		2	2		4
交通まちづくり政策課		26	13		39
THEシガパーク推進課		11	14		25
住宅課		11	6		17
建築課			33		33
建築開発課			16		16
【交通まちづくり部計】		50	84		134

## (3) 土木事務所管内図および事務所位置図



●各土木事務所では、概ね以下のような組織で業務を行っております。  
(事務所によって組織・業務は異なりますので、詳しくは各事務所のホームページをご覧ください。)

課	主な業務
経理用地課	地域防災・危機管理対応、工事の入札・契約、公共用地取得・損失補償等に関する業務、地方合同庁舎の管理
管理調整課	道路・河川・砂防の許認可、国・市町等との土木事業に係る総合調整、土砂災害防止法に関する情報の発信、事業の広報啓発、建築物に関する確認審査および指導等に関する業務
道路計画課	県管理道路の新設・改築・維持補修に関する業務
河川砂防課	県管理河川の改修、砂防施設の整備、県管理ダムの管理等に関する業務